

騒音・振動規制のしおり

2019年（令和元年）7月

福山市経済環境局環境部環境保全課

目次

1	騒音規制法・広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）	1
2	振動規制法	2
3	騒音規制法・振動規制法・条例に基づく届出	3
4	特定施設	4
5	工場・事業場騒音の規制基準・規制区域	6
6	工場・事業場振動の規制基準・規制区域	7
7	別表（規制区域）	8
8	特定建設作業（騒音）	10
9	特定建設作業（振動）	10
10	特定建設作業（騒音）の規制基準	11
11	特定建設作業（振動）の規制基準	11
12	自動車騒音の要請限度	12
13	道路交通振動の要請限度	12
14	音響機器音の規制基準	13
15	深夜騒音	13
16	騒音に係る環境基準	13
17	参考	16

1 騒音規制法・広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）

（1）法令の目的

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号・以下「法」という。）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

イ 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第35号・以下「条例」という。）

人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

（2）定義

ア 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条、条例第2条）

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

イ 特定施設（法第2条、条例第2条（騒音関係特定施設））

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令（規則）で定めるものをいう。

ウ 規制基準（法第2条）

特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

エ 特定建設作業（法第2条）

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

オ 自動車騒音（法第2条）

自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって環境省令で定めるもの（普通自動車，小型自動車および軽自動車）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

カ 音響機器騒音（条例第2条）

音響機器（警音器・拡声器・蓄音機・楽器・ラジオ・テレビジョン・電鈴その他これらに類する機器をいう。）から発生する騒音をいう。

2 振動規制法（昭和51年法律第64号）

（1）法令の目的（第1条）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに，道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により，生活環境を保全し，国民の健康の保護に資することを目的とする。

（2）定義（第2条）

ア 特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち，著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいう。

イ 規制基準

特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

ウ 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち，著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

エ 道路交通振動

自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

3 騒音規制法・振動規制法・条例に基づく届出

	届出の名称	根拠条文	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類
騒音・振動・条例	特定施設設置届出書	・法第6条第1項 ・条例第45条第1項	特定施設を設置しようとする場合	設置の工事開始日の30日前まで	
	特定施設使用届出書	・法第7条第1項 ・条例第46条第1項	・指定地域となった際現にその地域内に特定施設を設置している場合 ・特定施設が追加指定された際現に指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	
騒音・条例	特定施設の種類の数変更届出書	・法第8条第1項 ・条例第47条第1項	届出を行った特定施設の種類の数を変更する場合（数が減少する場合、直近の届出の数の2倍以内に増加する場合を除く。）	変更に係る工事の開始30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の配置図 ・付近の見取図
	騒音の防止の方法変更届出書		届出を行った特定施設の騒音の防止の方法を変更する際、発生する騒音の大きさの増加を伴う場合		
振動	特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届出書	・法第8条第1項	届出を行った特定施設の種類の数及び能力ごとの数が増加する場合（数が減少する場合を除く。）	変更に係る工事の開始30日前まで	
	振動の防止の方法変更届出書		届出を行った特定施設の振動の防止の方法を変更する際、発生する振動の大きさの増加を伴う場合		
	特定施設の使用の方法変更届出書		届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴う場合		
騒音・振動・条例	氏名等変更（氏名の変更等）届出書	・法第10条 ・条例第49条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあつては代表者の氏名並びに工場・事業場の名称若しくは住所の変更があつた場合	変更の日から30日以内	/
	特定施設使用全廃（廃止）届出書		特定施設の使用をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内	
	承継届出書	・法第11条第3項 ・条例第50条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があつた場合	承継があつた日から30日以内	
騒音・振動	特定建設作業実施届出書	・法第14条第1項	特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合（作業が開始した日に終了する場合を除く。）	作業の開始の7日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・付近の見取図 ・工事工程表

届出部数は正副2部提出いただき1部を控えとしてお返しします。

4 特定施設

特定施設の名称		騒音規制法		振動規制法		広島県生活環境の 保全等に関する条例		
		番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	
金属加工機械	圧延機械	1	イ 出力の合計が22.5kW以上	1	イ すべての施設	1	イ すべての施設	
	製管機械		ロ すべての施設					ロ すべての施設
	ベンディングマシン (ロール式のものに限る。)		ハ 3.75kW以上のもの					ハ 1kW以上のもの
	液圧プレス (矯正プレスを除く。)		ニ すべての施設					ニ すべての施設
	機械プレス		ホ 294kN以上のもの					ホ 37.5kW以上のもの
	せん断機		ヘ 3.75kW以上のもの					
	鍛造機		ト すべての施設					
	ワイヤーフォーミングマシン		チ すべての施設					
	ブラスト (タンブラスト以外のもので あって密閉式のものを除く。)		リ すべての施設					
	タンブラー		ヌ すべての施設					
	やすり目立機							
	旋盤							
	型削盤							
	平削盤							
金属研磨機 (移動式のものを除く。)								
切断機	ル といしを用いるもの		ヘ 高速度切断機 (といしを用いるものを除く。)					
空気圧縮機及び送風機	2	7.5kW以上のもの	2	圧縮機に限り 7.5kW以上のもの	2	3.75kW以上 7.5kW未満のもの		
土石用又は鉱物用の破砕機, 磨砕機, ふるい及び分級機	3	7.5kW以上のもの	3	7.5kW以上のもの				
織機 (原動機を用いるものに限る。)	4	すべての施設	4	すべての施設				
建設用 資材製造 機械	コンクリートプラント (気ほうコンクリート プラントを除く。)	5	イ 混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上	5	出力の合計が 2.95kW以上のもの	3	すべての施設	
	アスファルトプラント		ロ 混練機の混練重量が 200kg以上					
	コンクリートブロックマシン							
	コンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械		出力の合計が 10kW以上のもの					
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る。)	6	7.5kW以上のもの						
木材加工 機械	ドラムバーカー	7	イ すべての施設	6	イ すべての施設	4	イ 木工用0.75kW以上 ロ 2.25kW未満のもの ハ 0.75kW以上2.25kW未満	
	チップパー		ロ 2.25kW以上のもの					ロ 2.2kW以上のもの
	碎木機		ハ すべての施設					
	帯のご盤		ニ 製材用15kW以上					
	丸のご盤		ホ 木工用2.25kW以上					
	かんな盤		ヘ 2.25kW以上のもの					
抄紙機	8	すべての施設						
印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)	9	すべての施設	7	2.2kW以上のもの				
ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機 (カレンダーロールを除く。)			8	30kW以上のもの				
合成樹脂用射出成形機	10	すべての施設	9	すべての施設				
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)	11	すべての施設	10	すべての施設				
ダイカストマシン					5	すべての施設		
オシレートコンベア					6	すべての施設		
電動発電機					7	すべての施設		

特定施設の名称		備考(機械の概要など)
金属加工機械	圧延機械	回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械。2個以上の原動機を有する 경우가多く、原動機の定格出力の合計により規模能力に該当するか判断する。
	製管機械	円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械。
	ベンディングマシン (ロール式のものに限る。)	金属材料の曲げを行う機械の総称で、折畳み、突き曲げ、送り曲げなどの加工をロールによる送り曲げで行うものが対象となる。
	液圧プレス (矯正プレスを除く。)	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械。
	機械プレス	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称。
	せん断機	一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械。「シャーリング」ともいう。
	鍛造機	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械。
	ワイヤーフォーミングマシン	線材又は針金を加工する機械。
	ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。)	圧縮空気や遠心力を用いて砂、鋼球、けい石粒などの研磨剤を表面に吹きつけて、鋳造品・鋼板等のスケール落とし、さびなどの除去、めっきの前処理を行う鋳物等の清掃用機械。タンブラストとはタンブラー式のブラストをいう。
	タンブラー	鋳造品と多角形の鉄片とをいっしょに胴体内に入れ回転させることで、砂落とし、スケール落とし、さびなどの除去を行う機械。
	やすり目立機	刃の連続的な上下運動により、なまし鉄(棒)にやすり目を刻む機械。
	旋盤	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械。
	型削盤	小型工作物の平面を切削する機械。テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。
	平削盤	長大な平面を切削するのに用いる機械。水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。
	金属研磨機 (移動式のものを除く。)	といしを工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械。
切断機 (条例名称：高速度切断機)	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械。	
空気圧縮機及び送風機		送風機と圧縮機は、原理構造は同じであって、風圧が低いものが送風機で、数気圧以上の圧力を発生するのが圧縮機。圧縮機はコンプレッサーともいう。単独での使用、各種機械の原動力、送風機用の使用を問わず、すべて規制対象となる。なお、冷凍機は除く。
土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機		【破碎機】鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料の粉砕、建設工業でのコンクリート骨材の製造などに利用。 【摩砕機】鉱山、化学工業、セメント工業等で原料の細・微粉砕や建設工業でコンクリート用砂の製造等に使用。 【ふるい・分級機】一般に鉱石粒などを粒の大小で分類する目的のために使用される機械で、比較的粗いものを取扱う場合にはふるい分機を用い、細かいものを取扱う場合には分級機が用いられる。
織機(原動機を用いるものに限る。)		繊維糸を織物として織り上げる機械。
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く。)	コンクリートを構成する諸材料を集合貯蔵し、所定の配合を計量し、ミキサー(混練機)に投入して混練してコンクリートを製造する基地設備のこと。
	アスファルトプラント	一貫した作業で骨材を加熱乾燥し、それと充填材及びアスファルト溶液を混合してアスファルト合材を生産する基地設備。
	コンクリートブロックマシン	土木、建築用のブロックをつくる機械のことであり、練りまぜられたコンクリートを型枠に入れて振動によりコンクリートをしめ固める。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	コンクリートパイプ、ヒューム管等をつくる機械のことであり、コンクリートを管又は柱の型枠に入れて、その型枠を回転させることにより均質な管又は柱をつくるもの。
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る。)		小麦などを粉にする機械で、製粉機械・装置に区分される機械のうち、金属ロール機、ゴムロール機、ビニールロール機等を含むロール粉碎機に分類されるもののみが規制の対象となる。
木材加工機械	ドラムバーカー	原木より樹皮を除去する機械で、円筒の回転運動により中に入れた原木の相互摩擦により皮むきを行う機械。
	チップパー	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(削片)に切削する機械。
	碎木機	回転する碎木といしの面に丸太を押しつけて機械的に摩砕する機械。
	帯のこ盤	帯状のこを上下の円盤(調べ車)の間に掛け、モーターで回転させて木材を切断する機械。木材機械は、製材用と木工用に大別され、森林から伐採された原木を角材や板材に加工するものが製材用、製材された木材を成形加工して木工製品を製造する木工用である。
	丸のこ盤	丸のこを高速回転させて木材を切断する機械。
かな盤	材料表面の凹凸の平坦化、厚さの調整、塗装面等の下地処理などのために木材表面を削る機械。	
抄紙機		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で長いロール状となった紙が製造される。
印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)		印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械。
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロールを除く。)		生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の薬品を加えて練り上げる機械。カレンダーロールとは、2本以上のロールの間に材料を入れて回転させ、延ばして製品を作るための機械。
合成樹脂用射出成形機		加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成形を行う機械。
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)		鋳物砂を鋳型成型する機械。鋳型の固めの方式で、ジョルト(振動)式やスクイーズ(静圧)式などに分類される。
ダイカストマシン		アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械。
オシレートコンベア		未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア。
電動発電機		交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置(鋳物溶解の熱源として使用)。

5 工場・事業場騒音の規制基準・規制区域

区域の区分	時間の区分	許容限度 (d B)	
		騒音規制法 (1998年福山市告示第72号)	広島県生活環境の保全等に関する条例 (条例施行規則第35条)
第1種区域	朝・夕	45	45
	昼間	50	50
	夜間	45	45
第2種区域	朝・夕	50	50
	昼間	55	55
	夜間	45	45
第3種区域	朝・夕	60	65
	昼間	60	65
	夜間	50	55
第4種区域	朝・夕	70	70
	昼間	70	70
	夜間	60	65

- 備考 1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、付表にあげる範囲に該当する区域をいう。(詳細は別表(8ページ)による。)
2. 「朝」とは午前6時から午前8時まで、「昼間」とは午前8時から午後6時まで、「夕」とは午後6時から午後10時まで、「夜間」とは午後10時～翌日午前6時までの時間をいう。
3. 騒音の測定は、敷地の境界線上で行う。

付表 区域の区分範囲

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 用途地域の定めのない地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	一部の用途地域の定めのない地域、新市工業団地
第4種区域	工業地域(新市工業団地を除く。)、工業専用地域

- 備考 1. 「用途地域の定めのない地域」とは、別表(8ページ)の第2種区域で用途地域の定めのない地域として掲載されている地域をいう。
2. 「一部の用途地域の定めのない地域」とは、別表(8ページ)の第3種区域で用途地域の定めのない地域として掲載されている地域をいう。

6 工場・事業場振動の規制基準・規制区域 (1998年福山市告示第73号)

区域の区分	時間の区分	許容限度 (dB)
第1種区域	昼間	60
	夜間	55
第2種区域	昼間	65
	夜間	60

- 備考 1. 第1種区域, 第2種区域とは, 付表にあげる範囲に該当する区域をいう。
 2. 「昼間」とは午前7時から午後7時まで, 「夜間」とは午後7時から翌日午前7時までの時間をいう。
 3. 振動の測定は, 敷地境界線上で行う。

付表 区域の区分範囲

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域 用途地域の定めのない地域
第2種区域	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域 一部の用途地域の定めのない地域 工業地域 ※工業専用地域は振動の規制対象外

- 備考 1. 「用途地域の定めのない地域」とは, 別表(8ページ)の第2種区域で用途地域の定めのない地域として掲載されている地域をいう。
 2. 「一部の用途地域の定めのない地域」とは, 別表(8ページ)の第3種区域で用途地域の定めのない地域として掲載されている地域をいう。

7 別表（規制区域）

区域の区分	法第3条第1項に規定する地域
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（山野町の全域及び神辺町の地域を除くものとし、芦田町にあつては備後圏都市計画区域（平成3年広島県告示第1073号）のうち市街化調整区域、加茂町にあつては字粟根、字芦原、字八軒屋及び大字下加茂の地域、駅家町にあつては芦田川右岸線以南の地域、大字中島及び大字万能倉のうちそれぞれ県道下御領新市線、市道万能倉中島線、市道池平池跡線、市道万能倉27号線及び市道稲月万能倉線を順次結んだ線以北の地域、大字法成寺の地域、大字新山の地域、大字弥生ヶ丘の地域、大字助元のうち市道助元5号線及び県道新山府中線を結んだ線以東の地域並びに大字服部永谷のうち林道琴森線、市道服部永谷4号線、市道平林琴森線、県道百谷新市線及び市道猪之子吉和線を順次結んだ線以南の地域、内海町にあつては横島のうち字防地、字浜沖、字脇、字江良、字家廻、字餅草、字中ノ町、字大樋ノ口、字新涯、字石堂、字青山、字内新涯、字奥上、字餅草越、字奥上向、字向、字入双口、字入双、字入双奥、字入双南平及び字志垣の山林を除く地域並びに田島のうち字天満原、字天満、字大西、字大西頭、字白崎、字宮脇、字向山、字堀、字正坂、字大場木、字郷上、字木越、字寺脇、字郷中、字大西組、字船津、字小番川原、字番川原、字曾根、字町、字寺巡、字平原、字平、字中堂、字北側、字南側、字明見、字先明見、字大畑、字小畑、字小畑奥、字大小路、字大越、字大越西、字小用地、字古屋、字横山、字原、字箱崎、字小箱、字馬場崎、字寺山、字牛ノ首、字白橋、字戒岩、字新涯、字内ノ浦、字黒越、字小釜谷、字釜谷及び字立畑の山林を除く地域、新市町にあつては大字藤尾の地域を除く地域、沼隈町にあつては大字常石のうち字寺ノ上宮ノ峠、字小林、字東山下、字上根引、字根引、字尾越、字土生、字小迫平、字土生ヲンジ、字東谷、字丸山、字矢野、字小尾越奥、字小尾越沖、字ヒジリ迫、字敷名西、字敷名東、字岩端、字開谷、字開谷樽原、字堂尾、字宮ノ端、字堂尾西迫、字松尾西ノ平、字松尾谷、字後ノ端ト、字奥江、字住江片山及び字片山の地域、大字草深のうち字金堀、字槇尾、字向畑、字塚田、字山添、字平木越、字柿木越、字前阿引、字先阿引、字樋之上、字横引、字安弘、字黒迫、字林崎西平、字林崎西側、字林崎東側、字林崎東平、字林先東嶺、字土居、字五反側、字井ノ木、字山神尻、字陰地、字池尻、字小池、字畝ノ弓場、字双津、字鉄光、字畑田尾、字柏迫及び字柏迫東側の地域、大字能登原のうち字汐入、字桜西側、字横山、字桜庵ノ下、字桜東側、字白浜、字白浜西側、字白浜東側、字田ノ浜、字立河内、字鍋迫、字桜深山、字斧子、字立河内西側、字立河内東側、字宮ノ廻、字西ノ谷、字殿坂、字大明神、字谷坂、字河内森東、字小迫、字坪ノ内、字藤ノ木、字正端寺前、字先原、字藤ノ木下、字古川、字高橋下、字寺下池廻、字鞆路、字鞆路東側、字山崎及び字屋敷廻の地域、大字上山南のうち字九反田、字佛供、字四町田、字竹ヶ端、字高出、字芋原、字明市、字広角、字岡田、字池ノ内、字丸山下、字定藤、字宮ノ下、字黒瀬及び字市場の地域、大字中山南のうち字田淵、字保古利垣内、字夫婦岩、字広畑、字助年、字カン場、字堂垣内、字京ノ尾川原、字田中、字橋詰、字小脇道ノ下、字ヲカ常夜燈ノ上、字ヲカ竹馬、字中添、字下添、字竹馬字龍王前、字勝負迫、字塚口、字塚ノ口前、字何鹿、字堂ノ前川ベリ、字道ノ前長田、字畑中、字正佛、字堂ノ前、字森迫、字森迫字根、字森迫迫谷及び字水ノ口の地域並びに大字下山南のうち字岩竹谷、字大迫谷山崎、字大迫谷、字平迫谷間、字平迫沖、字平迫、字平迫谷、字平後、字大迫出ノ迫、字矢操沖、字中迫、字矢操西迫、字矢操田中、字狭間山本神、字狭間山本、字狭間谷、字小坂沖山下、字宮ノ端、字堂尾、字小坂沖、字小坂谷、字宮迫、字宮迫谷、字松尾尻、字松尾谷、字松尾奥江、字太田、字太田才迫、字黒迫谷、字菅野沖、字菅野西久保、字菅野川向及び字菅野谷の地域に限る。）

第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに加茂町（字上加茂及び字中野の地域に限る。）、駅家町（芦田川右岸線以北かつ県道下御領新市線、市道万能倉中島線、市道池平池跡線、市道万能倉27号線及び市道稲月万能倉線を順次結んだ線以南の地域に限る。）及び沼隈町（大字常石のうち字鍋山下、大字草深のうち字池田並びに大字能登原のうち字小桜及び字海後、字今宮、字堂ノ下、字銭池、字柳ノ内、字土居、字室間口、字下り並びに字九田の地域に限る。）及び神辺町の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域並びに新市町（備後圏都市計画新市工業団地地区計画（平成13年10月11日新市町告示第56号）の区域（次項において「新市工業団地」という。）に限る。）
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域（新市工業団地を除く。）及び工業専用地域の定めのある地域
備考 この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域を除く。）については、2006年（平成18年）3月1日における行政区画その他の地域又は道路を基準として確定されたものとする。	

8 特定建設作業（騒音）（施行令第2条）

番号	特定建設作業の名称		備考（作業内容など）
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）		【くい打機】既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械
2	びょう打機を使用する作業		鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したりベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機（リベッティングハンマ）でかきつけて接合する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		油圧または圧縮空気などの動力により、コンクリートに穴をあける「のみ」を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版の取り壊し等を行う作業
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置して使用する作業
6	バックホウを使用する作業 （原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）	※一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。	ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削等を行う作業
7	トラクターショベルを使用する作業 （原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）		掘削された土砂等をダンプトラック等に積み込む等の作業
8	ブルドーザーを使用する作業 （原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）		土砂の掘削、押土等を行う作業

9 特定建設作業（振動）（施行令第2条）

番号	特定建設作業の名称		備考
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業		【くい打機】既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		1～3トンの剛球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		ドロップハンマ車（車体の前部に揚降する500kg程度のハンマが取り付けられた工事車両）などのドロップハンマ式の舗装版破砕機を用いて、ハンマを2～3mの高さから直接舗装版に落下させることで破壊する作業
4	ブレーカー（手動式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業

10 特定建設作業（騒音）の規制基準

（昭和43年厚生省・建設省告示第1号，1998年福山市告示第72号）

特定建設作業の区分	区域の区分	騒音の大きさ	作業時間	1日の作業時間	連続作業	休日作業
各作業において	第1号区域	85dBを超える大きさのものでないこと。	午後7時から翌日午前7時までの時間内において行われるものでないこと。	10時間を越えて行われるものでないこと。	連続して6日を越えて行われるものでないこと。	日曜日その他の休日に行われるものでないこと。
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時までの時間内において行われるものでないこと。	14時間を越えて行われるものでないこと。		

- 備考 1. 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校・幼保連携型認定こども園・保育所・病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの。）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
2. 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

11 特定建設作業（振動）の規制基準（規則第11条，1998年福山市告示第73号）

特定建設作業の区分	区域の区分	振動の大きさ	作業時間	1日の作業時間	連続作業	休日作業
各作業において	第1号区域	75dBを超える大きさのものでないこと。	午後7時から翌日午前7時までの時間内において行われるものでないこと。	10時間を越えて行われるものでないこと。	連続して6日を越えて行われるものでないこと。	日曜日その他の休日に行われるものでないこと。
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時までの時間内において行われるものでないこと。	14時間を越えて行われるものでないこと。		

- 備考 1. 第1号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校・幼保連携型認定こども園・保育所・病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの。）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。第2号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
2. 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

12 自動車騒音の要請限度（騒音規制法第17条，平成12年総理府令第15号）

区域の区分	要請限度（dB）	
	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例）幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の場合は道路端から15メートル，2 車線を超える場合は20メートルまでの範囲）	75	70

- 備考
- 「昼間」とは午前6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。
 - 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合、道路の敷地境界において行い、測定の高さは、原則として1.2メートルとする。
 - 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。
 - 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。
 - 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

区域の指定（1998年福山市告示第72号）

区域区分	区域の範囲
a 区域	別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	別表の区域の区分が第2種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域

13 道路交通振動の要請限度（振動規制法第16条，同施行規則別表第2）

区域区分	区域の範囲	要請限度（dB）	
		昼間	夜間
第1種区域	別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域	65	60
第2種区域	別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）属する区域	70	65

- 備考. 「昼間」とは午前7時から午後7時までを、「夜間」とは午後7時から翌日の午前7時までをいう。
別表については8ページを参照のこと。

14 音響機器音の規制基準 (条例施行規則第45条)

区域の区分		時間 区分	許容限度 (dB)
種別	地域		
第1種 区域	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地 域, 第1種住居地域, 第2種住居地域及び準住居地域 並びにこれらに相当する地域	昼 間	50
		朝・夕	45
		夜 間	45
第2種 区域	(1) 第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の 境界線から20メートル以内の地域 (2) 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業 地域並びにこれらに相当する地域	昼 間	65
		朝・夕	55
		夜 間	50
第3種 区域	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並 びにこれらに相当する地域のうち併用軌道の敷設のあ る道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から 20メートル以内の地域	昼 間	75
		朝・夕	65
		夜 間	60

拡声放送を行う場合における音量基準は、この表に定める音量に5dBを加えた音量とする。

- 備考 1. 「昼間」とは午前8時から午後7時までを、「朝夕」とは午前5時から午前8時まで及び午
後7時から午後11時までを、「夜間」とは午後11時から翌日の午前5時までをいう。
2. 騒音の測定場所は、音源からその周辺建物（現に人が起居し、又は業務を行っているもの
に限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあつては、その音源から10
メートルの位置。）とする。
3. 第1種区域の「これらに相当する地域」とは、別表（8ページ）の第2種区域で用途地域
の定めのない地域として掲載されている地域をいう。
4. 第2種区域の「これらに相当する地域」とは、別表（8ページ）の第3種区域で用途地域
の定めのない地域として掲載されている地域をいう。

※拡声放送 屋外に向け、または屋外で営業宣伝を行う者について適用

1.	禁止期間	5月から8月 午後9時～午前7時まで
		その他の期間 午後8時～午前7時まで
2.	継続期間	1時間につき45分を超えないこと（移動して行う場合を除く。）
3.	競合	50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと
4.	高さ制限	地上8メートル以上の高さから放送しないこと

15 深夜騒音 (条例第57条)

何人も、午後11時～午前5時までの間は屋内、屋外のいずれから発する場合におい
ても、近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。

16 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。（ただし、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 dB以下	40 dB以下
A及びB	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

- 注1. 「昼間」とは午前6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。
 2. AA地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

幹線交通を担う道路に近接する空間（2車線以下の場合は、道路端から15メートル、2車線を超える場合は、道路端から20メートルまでの範囲）については次による。

基準値	
昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下

備考. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まわれていると認められているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 dB以下、夜間にあつては40 dB以下）によることができる。

なお、福山市内の環境基準類型は、次のとおり指定している。

類型	区域の範囲（2012年福山市告示第189号）
AA	なし
A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域，用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域 一部の用途地域の定めのない地域

- 備考 1. 「用途地域の定めのない地域」とは、別表（8ページ）の第2種区域で用途地域の定めのない地域として掲載されている地域をいう。
2. 「一部の用途地域の定めのない地域」とは、別表（8ページ）の第3種区域で用途地域の定めのない地域として掲載されている地域をいう。

17 参考

振動の影響例（気象庁震度階級と振動レベルとの比較）

階級	振動レベル (単位 d B)	人間の感覚	屋内の状況
0	55以下	人は揺れを感じない。	
1	55～65	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
2	65～75	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。
4	85～95	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	95～105	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。
5強		非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。
6弱	105～110	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
6強		立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
7	110以上	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。

※デシベル（dB）とは、振動の大きさの単位で、物理的な振動の強さ（振動加速度レベル）に人の体感に合わせて周波数補正を加味したもの。

※震度階級とは、揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算したもの。

出典：騒音・振動規制の概要（広島県環境県民局環境保全課）

騒音の大きさの例

騒音レベル(単位 d B)	騒音の大きさの例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m), リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱, 騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内, ピアノの演奏(前方1m)
70	電話のベル, 騒々しい事務所の中, 騒々しい街頭
60	静かな乗用車, 普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜, 図書館, 静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜, ささやき声
20	木の葉のふれ合う音, 置時計の秒針の音(前方1m)

※デシベル(dB)とは、音の大きさの単位で、物理的な音の強さ(音圧レベル)に人の聴感に合わせて周波数補正を加味したもの。

出典：騒音・振動規制の概要(広島県環境県民局環境保全課)

<お問い合わせ>

〒720-8501

広島県福山市東桜町3-5

福山市 経済環境局 環境部 環境保全課

TEL 084-928-1072

FAX 084-927-7021

E-mail kankyou-hozen@city.fukuyama.hiroshima.jp